



鳥取県公報

平成18年 3月28日(火)
号外第37号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例	
	(21) (税務課)	4
	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (22) (")	7

———公布された条例のあらまし———

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県税の課税免除の届出及び不均一課税の申請に係る書類の提出期限等の実情にかんがみ、当該提出期限を適切な時期に改める。
- (2) 不動産取得税の課税免除及び不均一課税の適用がある場合の納税者の負担を軽減するため、新たに徴収猶予制度を設ける。

2 条例の概要

(1) 県税の課税免除の届出書等の提出期限

県税の課税免除の届出書及び不動産取得税の不均一課税の適用の申請書の提出期限は、原則として次の表に定めるとおりとする。(現行 対象設備等を事業の用に供することとなった日から30日以内)

区 分		提 出 期 限
県税の課税免除の届出書	個人	対象設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日
	法人	対象設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日
不動産取得税の不均一課税の適用の申請書	個人	家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設又は対象事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日
	法人	家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設又は対象事業の用に供した事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日

(2) 不動産取得税の徴収猶予について、次のとおり定める。

徴収猶予の期間	ア 不動産取得税の課税免除等の適用があるときは、原則として、(1)の提出期限から7月後まで、課税免除すべき額等に相当する税額の徴収を猶予する。 イ アの期間は、1年ずつ延長することができる。 ウ ア及びイの期間中課税免除等の決定をした場合は、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。
納税者へ	知事は、ア若しくはイの猶予をしたとき、これらの猶予を認めないとき、又は

の通知	の取消しをしたときは、納税者に通知する。
督促等の 禁止	知事は、ア又はイの猶予期間内は、その猶予に係る徴収金について、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。
延滞金の 免除	知事は、徴収を猶予した税額に係る延滞金額中当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。（ の場合を除く。）
徴収猶予 の取消し	知事は、ア又はイの猶予をした場合において、不動産取得税の課税免除等の規定の適用がないことが明らかになったとき等は、 の猶予を取り消し、直ちに税額を徴収する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

施行期日は、公布の日とする。

所要の経過措置を講じる。

鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税の税率の見直し、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、県たばこ税の税率の引上げの措置等に係る所要の改正を行う。
- (2) 納税者の利便性の向上を図るため、県税をコンビニエンスストアにおいても納税できるよう、徴収金の払込先に関し所要の改正を行う。
- (3) 障害者自立支援法が制定され、福祉サービスの再編等が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 地方税法の一部改正に伴う事項

ア 個人の県民税に関する事項

- (ア) 総所得金額等から地震保険料（現行 損害保険料）を控除する。
- (イ) 所得割の税率を4パーセントとする。
- (ウ) 所得税と個人住民税の人的控除の差に基づく負担増を調整するための減額措置を講じる。
- (エ) 平成19年分以降の所得税において住宅借入金等特別控除の適用がある者のうち、この控除の残額があるものについて、当該控除した残額に相当する額を控除する。
- (オ) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について、所得割から控除する額を当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額とする。
- (カ) 定率減税措置を廃止する。
- (キ) 分離課税に係る所得割の税率を4パーセントとする。

イ 不動産取得税に関する事項

- (ア) 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を土地の価格の2分の1の額とする特例措置に係る土地の取得期限を平成21年3月31日（現行 平成17年12月31日）までとする。
- (イ) 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合において、税率を3パーセントとする特例措置等を講じる。

ウ 県たばこ税に関する事項

- (ア) 県たばこ税の税率を、平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこ（旧三級品の紙巻たばこを除く。）に限り、1,000本につき1,074円（現行 969円）とする。
- (イ) 旧三級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき511円（現行 461円）とする。
- (ウ) 平成18年7月1日以前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売

販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行う。

エ 自動車税に関する事項

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に係る税率を重くする特例措置を次のように講じる。

(ア) 環境負荷の小さい自動車

平成18年度及び平成19年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講じる。

a 電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに最新の自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値よりも20パーセント以上燃費性能の良いものについて、税率のおおむね100分の50を軽減する。

b 最新の自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値よりも10パーセント以上燃費性能の良いものについて、税率のおおむね100分の25を軽減する。

(イ) 環境負荷の大きい自動車

平成18年度及び平成19年度に新車新規登録から11年（ガソリン車及びLPG車については13年）を経過した自動車について、税率のおおむね100分の10を重課する特例措置を、その翌年度以後について講じる。

(2) 県税の収納事務の委託に関する事項

県税に係る徴収金で規則に定めるものについては、徴収金の払込先に、知事が収納の事務を委託した者を加える。

(3) 自動車税及び自動車取得税の課税免除に関する事項

自動車税及び自動車取得税の課税免除の対象を、社会福祉法人等が専ら次の事業の用に供する自動車とする。

改正後	現 行
障害者自立支援法に規定する児童デイサービスに係る事業	児童福祉法に規定する児童デイサービス事業
障害者自立支援法に規定する短期入所に係る事業	ア 児童福祉法に規定する児童短期入所事業 イ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者短期入所事業 ウ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者短期入所事業
障害者自立支援法に規定する障害者デイサービスに係る事業	ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業 イ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者デイサービス事業

(4) その他所要の規定の整備を行うこと。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行する。

(ア) (2)に関する事項 公布の日

(イ) (3)に関する事項 平成18年4月1日

(ウ) (1)のウに関する事項 平成18年7月1日

(エ) (1)のア(キ)に関する事項 平成19年1月1日

- (オ) (1)のア(イ)から(エ)まで及び(カ)に関する事項 平成19年4月1日
 (カ) (1)のア(ア)に関する事項 平成20年1月1日
 (キ) (1)のア(オ)に関する事項 平成20年4月1日
 (ク) (4)の一部 会社法の施行の日又は道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日
 イ 所要の経過措置を講じる。
 ウ この条例の失効に関し所要の規定を設ける。

条 例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第21号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(課税免除の届出等)</p> <p>第6条 第2条又は第3条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、<u>個人にあっては第2条に規定する設備若しくは特別償却設備（以下この条において「対象設備」という。）又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限（以下「延長申告期限」という。）までに、法人にあっては対象設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号</u></p>	<p>(課税免除の届出等)</p> <p>第6条 第2条又は第3条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、第2条に規定する設備若しくは特別償却設備（以下この条において「対象設備」という。）又はその敷地である土地を事業の用に供することとなった日から30日以内に、知事に提出しなければならない。</p>

までに規定する期間（以下「法人事業税申告納付期間」という。）の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 第3条第2項の規定により事業税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該課税を受けないこととなる年度の初日の属する年の3月15日又は延長申告期限までに知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

3 略

(不均一課税の適用の申請)

第7条 第4条及び第5条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 第4条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

(2) 第5条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

2及び3 略

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条、第3条第1項、第4条又は第5条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日か

(1)～(5) 略

2 第3条第2項の規定により事業税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該課税を受けないこととなる年度の初日の属する年の3月15日までに知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

3 略

(不均一課税の適用の申請)

第7条 第4条及び第5条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日から30日以内に、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 第4条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供することとなった日

(2) 第5条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を事業の用に供することとなった日

2及び3 略

ら7月後まで、第2条、第3条第1項、第4条又は第5条の規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条若しくは第3条第1項の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条若しくは第5条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 知事は、前項の規定により徴収を猶予した期間の末日後においても特に継続して徴収を猶予する必要があると認めるときは、その納税者からの申告により、当該期間を1年間延長することができる。当該延長に係る期間の末日後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条、第3条第1項、第4条又は第5条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4 第1項の申告は、県税条例第82条の規定による納期の末日までにしなければならない。

5 知事は、第1項又は第2項の規定により徴収を猶予したときは、その旨をその納税者に通知するものとする。第1項又は第2項の申告につき徴収の猶予を認めないときも、同様とする。

6 知事は、第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した期間内は、その猶予に係る徴収金について、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

7 知事は、第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合においては、その徴収を猶予した税額に係る延滞金額中当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収猶予の取消し)

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条、第3条第1項、第4条又は第5条の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2 知事は、前項の規定により徴収の猶予を取り消し

たときは、その旨をその納税者に通知するものとする。

3 第1項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、前条第7項の規定は、適用しない。

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第11条 略

(委任)

第12条 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第9条 略

(委任)

第10条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に提出期限の到来する届出及び申請に適用し、同日前に提出期限の到来する届出及び申請については、なお従前の例による。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第22号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の細目の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前

(納付又は納入先)

第6条 納税者（個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車税、自動車取得税及び狩猟税に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第3号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとする。

(1) 県指定金融機関、県指定代理金融機関又は県収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）

(2) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の区域内の郵便局（以下「郵便局」という。）

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託した者

2 略

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(9) 略

(10) 資本金等の額 法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。

(11) 略

(所得控除)

第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、それぞれ前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(所得割の税率)

第24条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所

(納付又は納入先)

第6条 納税者（個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車税、自動車取得税及び狩猟税に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、県指定金融機関、県指定代理金融機関若しくは県収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）又は鳥取県、島根県、岡山県、広島県若しくは山口県の区域内の郵便局（以下「郵便局」という。）に払い込まなければならない。

2 略

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(9) 略

(10) 資本等の金額 法第23条第1項第4号の5に規定する資本等の金額をいう。

(11) 略

(所得控除)

第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、それぞれ前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(所得割の税率)

第24条 所得割は、次の各号に掲げる所得金額の区分

得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の4を乗じて得た金額とする。

2 略

(調整控除)

第24条の2 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定により算定した所得割の額から法第37条の規定による金額を控除する。

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項の規定による金額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第24条の4 所得割の納税義務者が、法第32条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡

に応じ、それぞれ当該各号に定める金額によって課する。

(1) 課税総所得金額又は課税退職所得金額 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める算式によって算定した金額

当該所得金額が700万円以下である場合	所得金額 × 2 / 100
当該所得金額が700万円を超える場合	700万円 × 2 / 100 + 700万円を超える部分の金額 × 3 / 100

(2) 課税山林所得金額 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める算式によって算定した金額

当該所得金額が3,500万円以下である場合	所得金額 × 2 / 100
当該所得金額が3,500万円を超える場合	3,500万円 × 2 / 100 + 3,500万円を超える部分の金額 × 3 / 100

2 略

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第24条の2 所得割の納税義務者が、法第32条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡

所得金額について第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の前3条及び法第37条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(配当控除)

第25条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第5条第1項に規定する配当所得があるときは、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第24条及び第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における前条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「前3条及び次条第1項」とする。

第26条 削除

(個人の均等割の税率の特例)

第27条の2 平成18年度分の個人の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平

所得金額について第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の32を乗じて得た金額を、その者の前条並びに法第36条及び第37条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 平成17年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に係る前項の規定の適用については、同項中「100分の32」とあるのは、「3分の1」とする。

(配当控除)

第25条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第5条第1項に規定する配当所得があるときは、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第24条及び法第36条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び次条第1項」とする。

(個人の県民税の負担軽減の特例)

第26条 法附則第40条の規定により特例措置が講じられる間の個人の県民税については、次項から第4項までに定めるところによる。

- 2 平成12年度以後の各年度分の個人の県民税の所得割に係る法第34条第1項第11号に規定する特定扶養親族に係る扶養控除額は、同号の規定にかかわらず、同号に規定する金額に2万円を加算した額とする。
- 3 平成12年度以後の各年度分の個人の県民税の所得割に係る法第34条第4項に規定する特定扶養親族に係る扶養控除額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に2万円を加算した額とする。
- 4 平成18年度以後の各年度分の個人の県民税について、法附則第40条第7項の規定により算定される県民税に係る定率による税額控除の額を、所得割の納税義務者の第24条及び法第36条の規定を適用した場合の所得割（第28条の規定によって課する所得割を除く。）の額から控除する。

(個人の均等割の税率の特例)

第27条の2 平成17年度分の個人の均等割に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有する

成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対して課する個人の均等割の税率は、前条の規定にかかわらず、300円とする。

- 2 平成19年度分の個人の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対して課する個人の均等割の税率は、前条の規定にかかわらず、600円とする。

（分離課税に係る所得割の税率）

第30条 分離課税に係る所得割の税率は、100分の4とする。

- 2 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、前条及び前項の規定を適用して算出した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

（法人税割の税率）

第40条 略

- 2 前項の表(2)イの中小法人等とは、法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社を除く。）又は第21条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものをいう。

- 3 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若

ことにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対して課する個人の均等割の税率は、前条の規定にかかわらず、500円とする。

- 2 平成18年度分の個人の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（県内に住所を有しない者を除く。）に対して課する個人の均等割の税率は、前条の規定にかかわらず、300円とする。

- 3 平成19年度分の個人の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（県内に住所を有しない者を除く。）に対して課する個人の均等割の税率は、前条の規定にかかわらず、600円とする。

（分離課税に係る所得割の税率）

第30条 分離課税に係る所得割は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める算式によって算定した金額によって課する。

当該所得金額が700万円以下である場合	所得金額 × 2/100
当該所得金額が700万円を超える場合	700万円 × 2/100 + 700万円を超える部分の金額 × 3/100

- 2 前項の規定の適用については、当分の間、同項中「算定した金額」とあるのは「算定した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額」とする。

（法人税割の税率）

第40条 略

- 2 前項の表(2)イの中小法人等とは、法人のうち、資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社を除く。）又は第21条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものをいう。

- 3 前項の規定を適用する場合において、資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの又は資本若し

しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、
法第51条第2項に定める日の現況によるものとする。

4～6 略

(法人等の均等割の税率)

第41条 法人等の均等割の税率は、次の表の法人等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

法 人 等	税率
(1) <u>資本金等の額</u> が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で <u>資本金の額</u> 又は <u>出資金の額</u> を有しないもの及び法第52条第2項第3号に規定する公共法人等を除く。(2)から(4)までにおいて同じ。)	略
(2) <u>資本金等の額</u> が10億円を超え50億円以下である法人	略
(3) <u>資本金等の額</u> が1億円を超え10億円以下である法人	略
(4) <u>資本金等の額</u> が1,000万円を超え1億円以下である法人	略
略	

(配当割の税率の特例)

第53条の4 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等（租税特別措置法第4条の2第9項及び第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）の額に係る配当割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(法人等の均等割の税率の特例)

第53条の20 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の法人等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

法 人 等	加算額
(1) <u>資本金等の額</u> が50億円を超える	略

しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、
法第51条第2項に定める日の現況によるものとする。

4～6 略

(法人等の均等割の税率)

第41条 法人等の均等割の税率は、次の表の法人等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

法 人 等	税率
(1) <u>資本等の金額</u> が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で <u>資本の金額</u> 又は <u>出資金</u> を有しないもの及び法第52条第2項第3号に規定する公共法人等を除く。(2)から(4)までにおいて同じ。)	略
(2) <u>資本等の金額</u> が10億円を超え50億円以下である法人	略
(3) <u>資本等の金額</u> が1億円を超え10億円以下である法人	略
(4) <u>資本等の金額</u> が1,000万円を超え1億円以下である法人	略
略	

(配当割の税率の特例)

第53条の4 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の2第9項及び第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）の額に係る配当割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(法人等の均等割の税率の特例)

第53条の20 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の法人等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

法 人 等	加算額
(1) <u>資本等の金額</u> が50億円を超える	略

法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に規定する公共法人等を除く。（2）から（4）までにおいて同じ。）	
(2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	略
(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	略
(4) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	略
略	

法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に規定する公共法人等を除く。（2）から（4）までにおいて同じ。）	
(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人	略
(3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人	略
(4) 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人	略
略	

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額
(1) (2) 及び(3)に掲げる事業以外の事業	略
イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人（法第72条の24の7第6項に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。）、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第1項第1号口に規定する投資法人及び同号口に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（次条第1項の表	略

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額
(1) (2) 及び(3)に掲げる事業以外の事業	略
イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人（法第72条の24の7第6項に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。）、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第1項第1号口に規定する投資法人及び同号口に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本の金額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（次条第1項の表に	略

	において「外形標準課税対象外法人」という。)
略	
(3) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	略

	において「外形標準課税対象外法人」という。)
略	
(3) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業	略

2 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条に規定する特定保険業についての前項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項の表(3)の規定にかかわらず、同表(1)に掲げる事業とみなす。

3 略

4 略

(法人の事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の課税標準の欄に定めるものによる。

事業	課 税 標 準	
(1) (2) 及び(3) に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人	略
		資本割 各事業年度の資本金等の額
	略	略
略		
(3) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	略	

2 略

3 第1項の表の課税標準の欄に定める各事業年度の資本金等の額は、法第72条の21の規定により算定される金額による。

2 略

3 略

(法人の事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の課税標準の欄に定めるものによる。

事業	課 税 標 準	
(1) (2) 及び(3) に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人	略
		資本割 各事業年度の資本等の金額
	略	略
略		
(3) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業	略	

2 略

3 第1項の表の課税標準の欄に定める各事業年度の資本等の金額は、法第72条の21の規定により算定される金額による。

4及び5 略

(法人の区分経理の義務)

第56条 略

2 電気供給業、ガス供給業又は保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

(法人の事業税の税率)

第58条 法人の事業税の税率については、次項から第5項までに定めるところによる。

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) 及び(3) に掲げる事業以外の事業	外形標	略	
	準課税対象法人	各事業年度の資本金等の額	略
		略	
	略	略	略
(3) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	略	

4及び5 略

(法人の区分経理の義務)

第56条 略

2 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

(法人の事業税の税率)

第58条 法第72条の24の7の規定にかかわらず、法附則第40条の規定により特例措置が講じられる間の法人の事業税の税率については、次項から第5項までに定めるところによる。

2 平成11年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。）並びに特定信託の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日以後に終了する各計算期間に係る法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) 及び(3) に掲げる事業以外の事業	外形標	略	
	準課税対象法人	各事業年度の資本金等の額	略
		略	
	略	略	略
(3) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業	電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業	略	

--	--	--

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)又は(2)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

法人	金 額	税率
外形標準課税	略	
対象法人	各事業年度の <u>資本金等の額</u>	略
	略	
略		

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金 額	税率
略		
(3) 電気供給業、ガス供給業及び <u>保険業</u>	略	

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)又は(2)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

略

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度

	を行う 法人	
--	-----------	--

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)又は(2)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

法人	金 額	税率
外形標準課税	略	
対象法人	各事業年度の <u>資本等の金額</u>	略
	略	
略		

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金 額	税率
略		
(3) 電気供給業、ガス供給業、 <u>生命保険業及び損害保険業</u>	略	

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本の金額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)又は(2)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

略

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度

の付加価値額、資本金等の額、所得及び清算所得若しくは収入金額又は各特定信託の各計算期間の所得につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第12項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

略

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39、法第72条の41若しくは法第72条の41の2の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る付加価値額、資本金等の額、所得、清算所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合（納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合）においては、遅滞なく、法第72条の33第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

3 略

(宅地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第78条 宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成21年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、

の付加価値額、資本等の金額、所得及び清算所得若しくは収入金額又は各特定信託の各計算期間の所得につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第12項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

略

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39、法第72条の41若しくは法第72条の41の2の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る付加価値額、資本等の金額、所得、清算所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合（納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合）においては、遅滞なく、法第72条の33第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

3 略

(宅地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第78条 宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分

100分の3とする。

2 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に住宅以外の家屋の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3.5とする。

(事業再構築計画等の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第111条 法附則第11条の4第5項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項の表の上欄に掲げる計画（以下この条及び次条において「認定計画」という。）に従って行われた事業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。
(1)～(4) 略

(事業再構築計画等の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第112条 法附則第11条の4第6項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、認定計画に従って行われた事業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。
(1)～(4) 略
2及び3 略

(たばこ税の税率)

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき898円とする。

(たばこ税の税率の特例)

第118条 平成18年7月1日以後に第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,074円とする。
2 平成18年7月1日以後に売渡し等が行われたたば

の3とする。

の3とする。

(事業再構築計画等の認定を受けた事業者の営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第111条 法附則第11条の4第5項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項の表の上欄に掲げる計画（以下この条及び次条において「認定計画」という。）に従って行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。
(1)～(4) 略

(事業再構築計画等の認定を受けた事業者の営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第112条 法附則第11条の4第6項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、認定計画に従って行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。
(1)～(4) 略
2及び3 略

(たばこ税の税率)

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき793円とする。

(たばこ税の税率の特例)

第118条 平成15年7月1日以後に第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき969円とする。
2 平成15年7月1日以後に売渡し等が行われたたば

この事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき511円とする。

(用語)

第134条の2 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) エネルギー消費効率 法附則第12条の3第3項に規定するエネルギー消費効率をいう。

(5) 基準エネルギー消費効率 法附則第12条の3第3項に規定する基準エネルギー消費効率をいう。

(6) 平成17年窒素酸化物排出許容限度 法附則第12条の3第3項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度をいう。

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（第8号に規定する自動車にあっては、平成13年度以後の年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、第4号から第13号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(7) 略

(8) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）

この事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき461円とする。

(用語)

第134条の2 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 低燃費車 法附則第12条の3第3項に規定する低燃費車をいう。

(5) 優良低燃費車 法附則第12条の3第4項に規定する優良低燃費車をいう。

(6) 窒素酸化物排出許容限度 法附則第12条の3第3項に規定する窒素酸化物排出許容限度をいう。

(7) 低窒素酸化物排出許容限度 法附則第12条の3第4項に規定する低窒素酸化物排出許容限度をいう。

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（第8号に規定する自動車にあっては、平成13年度以後の年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、第4号から第13号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(7) 略

(8) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する児童デイサービス事業

イ 児童福祉法第6条の2第9項に規定する児童短期入所事業

ア 略

イ 略

ウ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）
第5条第7項に規定する児童デイサービスに係る事業

エ 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る事業

オ 障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスに係る事業

(9)～(13) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、14年）を経過する日の属する年度以後の年度分の自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額とし、平成17年環境重視型低燃費自動車のうち平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成17年度分の自動車税及び平成17年環境重視型低燃費自動車のうち平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成18年度分の自動車税並びに平成19年環境重視型低燃費自動車のうち平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成19年度分の自動車税及び平成19年環境重視型低燃費自動車のうち平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成20年度分の自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、平成17年環境重視型自動車及び平成17年環境配慮型低燃費自動車のうち平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成17

ウ 略

エ 略

オ 身体障害者福祉法第4条の2第7項に規定する身体障害者デイサービス事業

カ 身体障害者福祉法第4条の2第8項に規定する身体障害者短期入所事業

キ 知的障害者福祉法第4条第8項に規定する知的障害者デイサービス事業

ク 知的障害者福祉法第4条第9項に規定する知的障害者短期入所事業

(9)～(13) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車のうち次項第1号に掲げるものに係る平成14年度以後の各年度分の自動車税、旧登録自動車のうち同項第2号に掲げるものに係る平成15年度以後の各年度分の自動車税、旧登録自動車のうち同項第3号に掲げるものに係る平成16年度以後の各年度分の自動車税、旧登録自動車のうち同項第4号に掲げるものに係る平成17年度以後の各年度分の自動車税及び旧登録自動車のうち同項第5号に掲げるものに係る平成18年度以後の各年度分の自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額とし、特別環境重視型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税、特別環境重視型低燃費車のうち平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成16年度分の自動車税、超特別環境重視型優良低燃費車のうち平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成17年度分の自動車税及び超特別環境重視型優良低燃費車のうち平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに

年度分の自動車税並びに平成17年環境重視型自動車及び平成17年環境配慮型低燃費自動車のうち平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成18年度分の自動車税並びに平成19年環境重視型自動車のうち平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成19年度分の自動車税及び平成19年環境重視型自動車のうち平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成20年度分の自動車税にあっては同表の最小軽減税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあっては同表の通常税率の欄に定める額とする。

略

- 2 前項の旧登録自動車とは、平成9年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成7年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(電気自動車等並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。)をいう。

係る平成18年度分の自動車税にあっては同表の最大軽減税率の欄に定める額とし、環境重視型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税、超特別環境重視型低燃費車及び超環境重視型優良低燃費車のうち平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成17年度分の自動車税並びに超特別環境重視型低燃費車及び超環境重視型優良低燃費車のうち平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成18年度分の自動車税にあっては同表の中間軽減税率の欄に定める額とし、環境配慮型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税にあっては同表の軽減税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあっては同表の通常税率の欄に定める額とする。

略

- 2 前項の旧登録自動車とは、次に掲げる自動車(電気自動車等並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。)をいう。

- (1) 平成3年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成元年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車
- (2) 平成4年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成2年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前号に掲げる自動車を除く。)
- (3) 平成5年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成3年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前2号に掲げる自動車を除く。)
- (4) 平成6年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成4年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前3号に掲げる自動車を除く。)
- (5) 平成7年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあって

- は、平成5年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前各号に掲げる自動車を除く。)
- 3 第1項の特別環境重視型低燃費車とは、低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車で法附則第12条の3第3項の総務省令で定めるもの及び電気自動車等をいう。
- 4 第1項の環境重視型低燃費車とは、低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車(前項に規定する特別環境重視型低燃費車を除く。)で法附則第12条の3第5項の総務省令で定めるものをいう。
- 5 第1項の環境配慮型低燃費車とは、低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の4分の3を超えない自動車(第3項に規定する特別環境重視型低燃費車及び前項に規定する環境重視型低燃費車を除く。)で法附則第12条の3第7項の総務省令で定めるものをいう。
- 6 第1項の超特別環境重視型優良低燃費車とは、優良低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が、低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車で法附則第12条の3第4項の総務省令で定めるもの及び電気自動車等をいう。
- 7 第1項の超特別環境重視型低燃費車とは、低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車(前項に規定する超特別環境重視型優良低燃費車を除く。)で法附則第12条の3第6項の総務省令で定めるものをいう。
- 8 第1項の超環境重視型優良低燃費車とは、優良低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車(第6項に規定する超特別環境重視型優良低燃費車を除く。)で法附則第12条の3第6項の総務省令で定めるものをいう。
- 3 第1項の平成17年環境重視型低燃費自動車とは、電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項の総務省令で定めるものをいう。
- 4 第1項の平成17年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの(前項に規定する平成17年環境重視型低燃費自動車を除く。)で法附則第12条の3第6項の総務省令で定めるものをいう。
- 5 第1項の平成17年環境配慮型低燃費自動車とは、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの(第3項に規定する平成17年環境重視型低燃費自動車を除く。)で法附則第12条の3第6項の総務省令で定めるものをいう。
- 6 第1項の平成19年環境重視型低燃費自動車とは、電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附

則第12条の3第3項の総務省令で定めるものをいう。

7 第1項の平成19年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（前項に規定する平成19年環境重視型低燃費自動車を除く。）で法附則第12条の3第5項の総務省令で定めるものをいう。

第139条 前条第1項の表(2)アのaからiまで及び同表(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の自動車の欄に掲げる自動車の区分に応じ、同項の規定を適用した場合に同項の表の通常税率の適用を受けべきものにあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項の規定を適用した場合に同項の表の重課税率の適用を受けべきものにあつては次の表の重課税率の欄に定める額を、同項の規定を適用した場合に同項の表の最大軽課税率の適用を受けべきものにあつては次の表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項の規定を適用した場合に同項の表の最小軽課税率の適用を受けべきものにあつては次の表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

(自動車税の徴収方法)

第142条 略

2 道路運送車両法第7条の規定による登録の申請があつた自動車について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 略

(自動車税の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付する者は、道路運送車両法第7条の規定

第139条 前条第1項の表(2)アのaからiまで及び同表(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の自動車の欄に掲げる自動車の区分に応じ、同項の規定を適用した場合に同項の表の通常税率の適用を受けべきものにあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項の規定を適用した場合に同項の表の重課税率の適用を受けべきものにあつては次の表の重課税率の欄に定める額を、同項の規定を適用した場合に同項の表の最大軽課税率の適用を受けべきものにあつては次の表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項の規定を適用した場合に同項の表の中間軽課税率の適用を受けべきものにあつては次の表の中間軽課税率の欄に定める額を、同項の規定を適用した場合に同項の表の軽課税率の適用を受けべきものにあつては次の表の軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

(自動車税の徴収方法)

第142条 略

2 道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請があつた自動車 (法第150条第4項本文の規定が適用されるものを除く。) について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 略

(自動車税の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付する者は、道路運送車両法第7条又は第

による登録の申請をする際に、次条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙のはり付けに代えることができる。

(自動車取得税の課税免除)

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第11号までに規定する自動車の取得にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車(通所者又は入所者の送迎の用に供するものであって、平成13年4月1日以後に取得されたものに限る。)

ア 略

イ 略

ウ 障害者自立支援法第5条第7項に規定する児童デイサービスに係る事業

エ 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る事業

オ 障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスに係る事業

(7)～(11) 略

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

13条の規定による登録の申請をする際に、次条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙のはり付けに代えることができる。

(自動車取得税の課税免除)

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第11号までに規定する自動車の取得にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車(通所者又は入所者の送迎の用に供するものであって、平成13年4月1日以後に取得されたものに限る。)

ア 児童福祉法第6条の2第8項に規定する児童デイサービス事業

イ 児童福祉法第6条の2第9項に規定する児童短期入所事業

ウ 略

エ 略

オ 身体障害者福祉法第4条の2第7項に規定する身体障害者デイサービス事業

カ 身体障害者福祉法第4条の2第8項に規定する身体障害者短期入所事業

キ 知的障害者福祉法第4条第8項に規定する知的障害者デイサービス事業

ク 知的障害者福祉法第4条第9項に規定する知的障害者短期入所事業

(7)～(11) 略

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第194条 軽油引取税の特別徴収義務者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合には、この限りでない。

- (1) 県内において事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合 当該開始の日の5日前の日
- (2) 県内において事務所又は事業所の事業を開始した後に法第700条の6の2第1項の規定による元売業者としての指定又は法第700条の6の3第1項の規定による特約業者としての指定を受けた場合 当該指定の日の5日後の日

(3) 略

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 前項第1号の場合 次に掲げる事項
ア～ウ 略
エ 事務所又は事業所の事業の開始予定年月日
オ 略

(2)及び(3) 略

3～8 略

第194条 軽油引取税の特別徴収義務者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合には、この限りでない。

- (1) 県内において事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合 当該開始の日の5日前の日
- (2) 県内において事務所又は事業所の営業を開始した後に法第700条の6の2第1項の規定による元売業者としての指定又は法第700条の6の3第1項の規定による特約業者としての指定を受けた場合 当該指定の日の5日後の日

(3) 略

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 前項第1号の場合 次に掲げる事項
ア～ウ 略
エ 事務所又は事業所の営業の開始予定年月日
オ 略

(2)及び(3) 略

3～8 略

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

第138条第1項の表を次のように改める。

自 動 車		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率	
(1) 乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	a 総排気量が1リットル以下のもの	7,500円	8,200円	4,000円	6,000円
		b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	8,500円	9,300円	4,500円	6,500円
		c 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	9,500円	10,400円	5,000円	7,500円
		d 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	13,800円	15,100円	7,000円	10,500円
		e 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	15,700円	17,200円	8,000円	12,000円
		f 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	17,900円	19,600円	9,000円	13,500円
		g 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	20,500円	22,500円	10,500円	15,500円

		h 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	23,600円	25,900円	12,000円	18,000円
		i 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	27,200円	29,900円	14,000円	20,500円
		j 総排気量が6リットルを超えるもの	40,700円	44,700円	20,500円	31,000円
		k 電気自動車	7,500円		4,000円	
	イ 自家用	a 総排気量が1リットル以下のもの	29,500円	32,400円	15,000円	22,500円
		b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	34,500円	37,900円	17,500円	26,000円
		c 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500円	43,400円	20,000円	30,000円
		d 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000円	49,500円	22,500円	34,000円
		e 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	51,000円	56,100円	25,500円	38,500円
		f 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000円	63,800円	29,000円	43,500円
		g 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	66,500円	73,100円	33,500円	50,000円
		h 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500円	84,100円	38,500円	57,500円
		i 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	88,000円	96,800円	44,000円	66,000円
		j 総排気量が6リットルを超えるもの	111,000円	122,100円	55,500円	83,500円
		k 電気自動車	29,500円		15,000円	
(2) トラック(3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	a 最大積載量が1トン以下のもの	6,500円	7,100円	3,500円	5,000円
		b 最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,000円	9,900円	4,500円	7,000円
		c 最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	12,000円	13,200円	6,000円	9,000円
		d 最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	15,000円	16,500円	7,500円	11,500円
		e 最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	18,500円	20,300円	9,500円	14,000円
		f 最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	22,000円	24,200円	11,000円	16,500円
		g 最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	25,500円	28,000円	13,000円	19,500円
		h 最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	29,500円	32,400円	15,000円	22,500円
		i 最大積載量が8トンを超えるもの	29,500円	32,400円	15,000円	22,500円

		に最大積 載量が8 トンを超 える部分 1トンま でごとに 4,700円を 加算した 額	に最大積 載量が8 トンを超 える部分 1トンま でごとに 5,100円を 加算した 額	に最大積 載量が8 トンを超 える部分 1トンま でごとに 2,400円を 加算した 額	に最大積 載量が8 トンを超 える部分 1トンま でごとに 3,500円を 加算した 額
j	小型自動車に属するけん引車	7,500円	8,200円	4,000円	6,000円
k	普通自動車に属するけん引車	15,100円	16,600円	8,000円	11,500円
l	小型自動車に属する被けん引車	3,900円			
m	普通自動車に属する被けん引車	(a) 最大積載量が8トン以下のもの	7,500円		
		(b) 最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円	に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額	
n	電気自動車	10,200円		5,500円	
o	総容積が1リットルを超えるロータリー・エンジンを備え乗車定員が4人以上のもの	12,800円	14,000円	6,500円	10,000円
イ 自家用	a 最大積載量が1トン以下のもの	8,000円	8,800円	4,000円	6,000円
	b 最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	11,500円	12,600円	6,000円	9,000円
	c 最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	16,000円	17,600円	8,000円	12,000円
	d 最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	20,500円	22,500円	10,500円	15,500円
	e 最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	25,500円	28,000円	13,000円	19,500円
	f 最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	30,000円	33,000円	15,000円	22,500円
	g 最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	35,000円	38,500円	17,500円	26,500円
	h 最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	40,500円	44,500円	20,500円	30,500円

		以下のもの					
		i 最大積載量が8トンを超えるもの	40,500円	44,500円	20,500円	30,500円	
			に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額	に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,900円を加算した額	に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額	に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額	
		j 小型自動車に属するけん引車	10,200円	11,200円	5,500円	8,000円	
		k 普通自動車に属するけん引車	20,600円	22,600円	10,500円	15,500円	
		l 小型自動車に属する被けん引車	5,300円				
		m 普通自動車に属する被けん引車	(a) 最大積載量が8トン以下のもの	10,200円			
			(b) 最大積載量が8トンを超えるもの	10,200円	に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額		
		n 電気自動車	13,200円		7,000円		
		o 総容積が1リットル以下のロータリー・エンジンを備えたもの	14,300円	15,700円	7,500円	11,000円	
		p 総容積が1リットルを超えるロータリー・エンジンを備えたもの	16,000円	17,600円	8,000円	12,000円	
(3) バス (3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	(ア) 一般乗合用のもの(道路運送法(昭和26年法律第183号)第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。)	a 乗車定員が30人以下のもの	12,000円		6,000円	9,000円
			b 乗車定員が30人を超え40人以下のもの	14,500円		7,500円	11,000円
			c 乗車定員が40人を超え50人以下のもの	17,500円		9,000円	13,500円
			d 乗車定員が50人を超え60人以下のもの	20,000円		10,000円	15,000円

		e 乗車定員が60人を超え70人以下のもの	22,500円		11,500円	17,000円
		f 乗車定員が70人を超え80人以下のもの	25,500円		13,000円	19,500円
		g 乗車定員が80人を超えるもの	29,000円		14,500円	22,000円
	(イ) 一般乗合用のもの以外のもの	a 乗車定員が30人以下のもの	26,500円	29,100円	13,500円	20,000円
		b 乗車定員が30人を超え40人以下のもの	32,000円	35,200円	16,000円	24,000円
		c 乗車定員が40人を超え50人以下のもの	38,000円	41,800円	19,000円	28,500円
		d 乗車定員が50人を超え60人以下のもの	44,000円	48,400円	22,000円	33,000円
		e 乗車定員が60人を超え70人以下のもの	50,500円	55,500円	25,500円	38,000円
		f 乗車定員が70人を超え80人以下のもの	57,000円	62,700円	28,500円	43,000円
		g 乗車定員が80人を超えるもの	64,000円	70,400円	32,000円	48,000円
イ 自家用	(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの	a 乗車定員が30人以下のもの	33,000円	36,300円	16,500円	25,000円
		b 乗車定員が30人を超え40人以下のもの	41,000円	45,100円	20,500円	31,000円
		c 乗車定員が40人を超え50人以下のもの	49,000円	53,900円	24,500円	37,000円
		d 乗車定員が50人を超え60人以下のもの	57,000円	62,700円	28,500円	43,000円
		e 乗車定員が60人を超え70人以下のもの	65,500円	72,000円	33,000円	49,500円
		f 乗車定員が70人を超え80人以	74,000円	81,400円	37,000円	55,500円

			下のもの					
			g 乗車定員が80人を超えるもの	83,000円	91,300円	41,500円	62,500円	
		(イ) 学校教育法第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いているもの		ア(ア)に定める額	ア(ア)に定める額	ア(ア)に定める額	ア(ア)に定める額	
(4) 特種用途自動車(3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	(ア) 霊きゅう車	a 乗車定員が3人以下のもの	6,500円	7,100円	3,500円	5,000円	
			b 乗車定員が4人以上のもの	12,000円	13,200円	6,000円	9,000円	
	(イ) その他	a 最大積載量の定めのないもの又は最大積載量が1トン以下のもの	(a) 車両重量が2トン以下のもの	6,500円	7,100円	3,500円	5,000円	
			(b) 車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	9,000円	9,900円	4,500円	7,000円	
			(c) 車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	12,000円	13,200円	6,000円	9,000円	
			(d) 車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	15,000円	16,500円	7,500円	11,500円	
			(e) 車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	18,500円	20,300円	9,500円	14,000円	
			(f) 車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	22,000円	24,200円	11,000円	16,500円	
			(g) 車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	25,500円	28,000円	13,000円	19,500円	
			(h) 車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	29,500円	32,400円	15,000円	22,500円	
(i) 車両重量が16トンを超えるもの	29,500円	32,400円	15,000円	22,500円	に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに4,700円を	に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに5,100円を	に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに2,400円を	に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに3,500円を

				加算した額 (その額が48,300円を超えるときは、48,300円)	加算した額 (その額が52,800円を超えるときは、52,800円)	加算した額 (その額が24,600円を超えるときは、24,600円)	加算した額 (その額が36,500円を超えるときは、36,500円)	
		b 最大積載量が1トンを超えるもの	(2)アに定める額	(2)アに定める額	(2)アに定める額	(2)アに定める額	(2)アに定める額	
		c 3輪の小型自動車に属するもの	4,500円	4,900円	2,500円	3,500円		
イ 自家用	(ア) 教習車	a 乗用車に類するもの	(1)イに定める額	(1)イに定める額	(1)イに定める額	(1)イに定める額	(1)イに定める額	
		b トラックに類するもの	(2)イに定める額	(2)イに定める額	(2)イに定める額	(2)イに定める額	(2)イに定める額	
		c バスに類するもの	(3)イ(ア)に定める額	(3)イ(ア)に定める額	(3)イ(ア)に定める額	(3)イ(ア)に定める額	(3)イ(ア)に定める額	
	(イ) キャンピング・トレーラー	a 普通自動車に属するもの	10,200円					
		b 4輪以上の小型自動車に属するもの	5,300円					
	(ウ) キャンピング車	a 総排気量が1リットル以下のもの	23,600円	25,900円	12,000円	18,000円		
		b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600円	30,300円	14,000円	21,000円		
		c 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600円	34,700円	16,000円	24,000円		
		d 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000円	39,600円	18,000円	27,000円		
		e 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800円	44,800円	20,500円	31,000円		
f 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		46,400円	51,000円	23,500円	35,000円			
g 総排気量が3.5リットル		53,200円	58,500円	27,000円	40,000円			

		ルを超え4リットル以下のもの				
		h 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200円	67,300円	31,000円	46,000円
		i 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400円	77,400円	35,500円	53,000円
		j 総排気量が6リットルを超えるもの	88,800円	97,600円	44,500円	67,000円
(工) その他	a 最大の積載量のないもの又は最大の積載量が1トン以下のもの	(a) 車両重量が2トン以下のもの	8,000円	8,800円	4,000円	6,000円
		(b) 車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	11,500円	12,600円	6,000円	9,000円
		(c) 車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	16,000円	17,600円	8,000円	12,000円
		(d) 車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	20,500円	22,500円	10,500円	15,500円
		(e) 車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	25,500円	28,000円	13,000円	19,500円
		(f) 車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	30,000円	33,000円	15,000円	22,500円
		(g) 車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	35,000円	38,500円	17,500円	26,500円
		(h) 車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	40,500円	44,500円	20,500円	30,500円
		(i) 車両重量が16トンを超	40,500円	44,500円	20,500円	30,500円
		に車両重	に車両重	に車両重	に車両重	に車両重

			えるもの	量が16トンを超える部分2トンまでごとに6,300円を加算した額(その額が65,700円を超えるときは、65,700円)	量が16トンを超える部分2トンまでごとに6,900円を加算した額(その額が72,100円を超えるときは、72,100円)	量が16トンを超える部分2トンまでごとに3,200円を加算した額(その額が33,300円を超えるときは、33,300円)	量が16トンを超える部分2トンまでごとに4,700円を加算した額(その額が49,300円を超えるときは、49,300円)
			b 最大積載量が1トンを超えるもの	(2)イに定める額	(2)イに定める額	(2)イに定める額	(2)イに定める額
			c 3輪の小型自動車に属するもの	6,000円	6,600円	3,000円	4,500円
(5) 3輪の小型自動車	ア 営業用	a 小型自動車に属するもの	4,500円	4,900円	2,500円	3,500円	
		b 3輪の小型自動車に属するけん引車	3,900円	4,200円	2,000円	3,000円	
		c 3輪の小型自動車に属する被けん引車	3,900円				
	イ 自家用	a 小型自動車に属するもの	6,000円	6,600円	3,000円	4,500円	
		b 3輪の小型自動車に属するけん引車	5,300円	5,800円	3,000円	4,000円	
		c 3輪の小型自動車に属する被けん引車	5,300円				

備考

- 1 総排気量とは、ロータリー・エンジンを備えたものにあつては、総容積に1.5を乗じて得た容積をいう。
- 2 総容積とは、ロータリー・エンジンの1の作動室の容積にローター数を乗じて得た容積をいう。

第139条の表を次のように改める。

自動車		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
営業用	総排気量が1リットル以下のもの	3,700円	4,100円	1,800円	2,800円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,700円	5,200円	2,300円	3,500円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,300円	6,900円	3,200円	5,000円
自家用	総排気量が1リットル以下のもの	5,200円	5,700円	2,600円	4,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	6,300円	6,900円	3,200円	5,000円

総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,000円	8,800円	4,000円	6,000円
--------------------	--------	--------	--------	--------

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第6条の改正 公布の日
- (2) 第1条中第27条の2、第137条及び第171条の改正並びに次条第1項の規定 平成18年4月1日
- (3) 第1条中第117条及び第118条の改正並びに附則第6条の規定 平成18年7月1日
- (4) 第1条中第30条の改正及び次条第4項の規定 平成19年1月1日
- (5) 第1条中第24条の改正、第24条の2第1項の改正（「100分の32」を「5分の2」に改める部分を除く。）、同条を第24条の4とし、同条の前に2条を加える改正並びに第25条、第26条並びに第58条第1項及び第2項（同項の表を除く。）の改正並びに次条第2項並びに附則第3条及び第4条の規定 平成19年4月1日
- (6) 第1条中第23条の改正並びに次条第3項及び第5項の規定 平成20年1月1日
- (7) 第1条中第24条の2第1項の改正（「100分の32」を「5分の2」に改める部分に限る。）及び同条第2項を削る改正並びに次条第6項の規定 平成20年4月1日
- (8) 第1条中第111条、第112条及び第194条の改正 会社法（平成17年法律第86号）の施行の日
- (9) 第2条中第138条第1項の表の改正（(3)アの(ア)「(道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）」の部分に限る。）道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第 号）の施行の日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第27条の2の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分の個人の県民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条、第24条の2及び第25条第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成18年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定中分離課税に係る所得割（改正法第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第50条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等（同条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。
- 5 個人の県民税の所得割の納税義務者が、平成19年以後の各年において、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（改正法附則第5条第5項に規定する長期損害保険契約等をいう。）に係る損害保険料を支払った場合には、新法第34条第1項第5号の3の規定にかかわらず、改正法附則第5条第5項及び第6項の規定を適用する。
- 6 新条例第24条の4の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(平成19年度分の個人の県民税の特例)

第3条 平成19年度分の個人の県民税については、改正法附則第6条第1項から第3項までの規定を適用する。

(事業税に関する経過措置)

第4条 新条例第58条第1項及び第2項（同項の表を除く。）の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散による清

算所得に対する事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例第78条の規定は、平成18年1月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成18年7月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に新条例第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(地方税法第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第115条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第 号)附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき105円

(2) 新条例第118条第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき50円

3 前項に規定する者は、卸売販売業者等にあつてはその所持する製造たばこで同項に規定するものの貯蔵場所ごとに、小売販売業者等にあつてはその所持する製造たばこで同項に規定するものを直接管理する小売販売業者の営業所ごとに、改正法附則第9条第3項の総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に知事に提出しなければならない。

(1) 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第2条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

(2) 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

4 前2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第17条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第 号)附則第156条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分(新条例第120条及び第121条の規定を除く。)を適用する。

第9条第1項の表(6)	第120条第1項又は第3項	鳥取県税条例の一部を改正する条例(平
-------------	---------------	--------------------

		成18年鳥取県条例第22号。以下「平成18年改正条例」という。) 附則第6条第3項
第122条第1項	第120条第1項から第4項までの規定によって申告書	平成18年改正条例附則第6条第3項の規定によって申告書
	第120条第1項から第4項までの規定によって申告納付する	平成18年改正条例附則第6条第3項及び第5項の規定によって申告納付する
第122条第2項	第120条第1項から第4項まで	平成18年改正条例附則第6条第3項
第124条第2項	経過した日	経過した日(当該経過した日が平成19年1月4日前である場合には、同日)

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新法第74条の14の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第120条の規定により知事に提出すべき申告書には、改正法附則第9条第7項後段の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(自動車税に関する経過措置)

第7条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第8条 新条例第171条の規定は、平成18年度以後の年度分の自動車取得税について適用し、平成17年度分までの自動車取得税については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

第9条 この条例の規定は、改正法の施行によりその効力を生じるものとし、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法の規定の内容が新条例の規定の内容と異なることとなるときは、この条例の規定は、その限りにおいてその効力を失う。